南小国町障害者活躍推進計画

機関名	南小国町役場
任命権者	南小国町長、南小国町教育委員会
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
南小国町における障害者雇用に関する課題	南小国町では、南小国町教育委員会（以下「教育委員会」という。）との特例認定により、南小国町（町長部局）と教育委員会の両機関を併せて障害者任免状況通報書を作成している。 また、教育委員会事務局職員は全て町長部局からの出向職員であり、教育委員会が任命権者となり障害者を職員として任用することはない見込みであるが、役場全体として障害者の雇用と活躍を推進していくために、町長部局と教育委員会が協働して各種障害に対する理解を深めていくと共に、採用・定着・キャリア形成に関する目標を掲げ、その達成に向けたPDCAサイクルを確立していく必要がある。 令和６年６月１日時点の法定雇用率は達成しているものの、今後も引き続き法定雇用率を達成していくために、障害のある職員の働きやすい職場環境に取り組んでいくことが必要である。
目標	
1. 採用に関する目標	各時点での法定雇用率を確実に達成する。 【評価方法】 毎年の任免状況通報において把握し、進捗管理を行う。
2. 定着に関する目標	障害者の定着を図り、本人の本意でない離職を発生させない。 【評価方法】 毎年の任免状況通報において、前年度在籍職員の定着状況を把握し、必要に応じて面談等を実施する。
3. キャリア形成に関する目標	障害者が従事できる業務の拡大を図る。 【評価方法】 人事記録等を参照し、長期にわたり同じ業務に従事していることが無いか把握を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	①障害者雇用推進者に総務課長を選任し、総務課長は障害者の雇用推進及び活躍推進を行う。 ②総務課総務係長（人事・就業関係）及び管財係長（庁舎等施設関係）は障害者の職業生活についての各種相談対応・指導を行い、その相談対応・指導内容を障害者雇用推進者に報告する。 ③障害者が所属する課局の長は、人事評価制度における面談等を通して、当該障害者の従事する業務とその量が当該障害者の障害特性と照らして過剰な負担となっていないかを確認し、その確認結果を障害者雇用推進者に報告する。 ④組織外の関係機関及び南小国町衛生委員会等と協働し、障害者が働きやすい職場づくりを積極的に推進する。 ⑤障害者を受け入れる課局の職員を障害者雇用関連研修に参加させ、障害者の所属する課局全体で障害者が職業生活で抱える問題等に対する理解を深める。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	①各課局において、障害者が障害の程度に応じて従事することができる業務の選定及び創出を行い、障害者がどの課局においても順調にキャリア形成することができる環境を整える。

3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	①障害者からの聞き取りや相談内容を踏まえ、施設整備や機器の改善・導入を積極的に検討する。 ②障害者の障害特性に応じ、柔軟な勤務形態を可能とする制度の整備を検討する。 ③職員の募集・採用にあたっては、以下の取り扱いは行わない。 ・特定の障害のある受験者を排除すること ・自力で通勤、出張できることを条件とすること ・介助者なしで業務遂行が可能なことを条件とすること ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中に支援が受けられること」を条件とすること ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施すること ④各種休暇の説明を丁寧に行い、積極的に活用することを促し、障害特性に応じた柔軟な働き方を推進する。 ⑤障害があることのみを理由として、出張・研修参加の機会を減少させることがないよう配慮する。
その他	
自治体による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、南小国町（町長部局）及び教育委員会内部の障害者活躍のみならず、社会全体での障害者活躍の場の拡大に努める。	